

ペット飼育細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、ダイアパレス日野グランステージ管理規約（以下「規約」という。）第 20 条（使用細則）の規定に基づき、規約第 19 条（動物の飼養）に規定するペットの飼育に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この細則において、用語の意義は規約第 2 条（定義）各号及びダイアパレス日野グランステージ使用細則第 2 条（定義）各号の定義に従うほか、それぞれ次の当該各号に定めるところによる。

- 一 盲導犬 道路交通法施行令第 8 条第 2 項で規定する盲導犬をいう。
- 二 特定動物 東京都動物の保護及び管理に関する条例第 2 条に規定する特定動物をいう。

(使用細則の効力及び遵守義務)

第 3 条 この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。
2 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

(飼育を認められる動物)

第 4 条 この細則で飼育を認められる動物は、一の専有部分につき 2 頭（羽）を限度とする。

(承認申請の方式)

第 5 条 動物の飼育を希望する者は、申請書を理事長に提出しなければならない。ただし、小鳥及び観賞用魚類はこの限りでない。

- 2 前項の申請書の様式は、別記様式第 1 に掲げるとおりとし、法令、規約及びこの細則を遵守することを証するため、申請者がこれに記名押印しなければならない。

(申請書の添付書類)

第 6 条 申請書には、誓約書を添付しなければならない。ただし、盲導犬はこの限りでない。

- 2 前項の誓約書の様式は、別記様式第 1 に掲げるとおりとする。
- 3 盲導犬の飼育を申請する場合、申請者は盲導犬使用者証の写しを添付しなければならない。
- 4 申請書には、飼育する動物の写真を添付しなければならない。ただし、申請書を提出すべきときに、動物の写真を撮影することが困難な場合には、第 7 条第 1 項に規定する承認を受け、動物の飼育を開始した後、すみやかに動物の写真を提出することにより、この添付に代えることができる。

(承認申請の承認又は不承認の審査)

第 7 条 理事長は、申請書を受け取ったときは、遅滞なく、理事会の決議を経て承認又は不承認の決定をしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる事項の一に該当する動物であるときは、理事長は承認してはならない。

- 一 成長時の体長（ほ乳類の場合は胸骨端から座骨端まで）が 40cm 以上である動物
- 二 特定動物
- 三 人の身体に危害を加えたことのある動物
- 四 人に伝染する恐れのある有害な病原体に汚染されている動物
- 五 毒を有する動物
- 六 他の居住者に不快感を催させる動物

- 2 前項にかかわらず、理事長は盲導犬飼育についての申請書を受け取ったときには、無条件で承認しなければならない。

(承認又は不承認の通知)

第 8 条 理事長は、承認又は不承認を決定した場合には、遅滞なく、ペット飼育承認書を申請者に送付するものとする。

2 前項の承認書の様式は、別記様式第 2 に掲げるとおりとする。

(資料の提出)

第 9 条 飼育が承認された場合、申請者は毎年一定の時期にその動物の最新の状況の写真を理事長に提出しなければならない。

2 飼育を承認された動物が犬の場合には、申請者は毎年、「狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 24 号）第 4 条で定められた登録及び第 5 条で定められた予防注射が確実にに行われていることを証明する書類を理事長に提出しなければならない。

(飼育の明示)

第 10 条 動物を飼育する者（以下「飼育者」という。）は、別に管理組合が発行する標識を玄関に貼付し、動物を飼育していることを明示しなければならない。

(健康診断等)

第 11 条 飼育者は、動物に獣医師による健康診断を年 1 回以上受けさせなければならない。

2 理事長は必要に応じ、前項の健康診断の結果について文書で報告を求めるとができる。

3 健康診断の結果、人又は他の動物に感染する恐れのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染の恐れがなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。

(遵守事項)

第 12 条 飼育者は、他の居住者の迷惑となる行為をさせないよう、動物を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

一 飼育は専有部分で行うこと

二 バルコニー等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛の処理をしないこと

三 盲導犬を除き、エレベーター、廊下等の共用部分等では、必ず動物を抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと

四 共用庭等の敷地及び屋上等共用部分で動物を遊ばせる等の行為をさせないこと

五 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声等に注意すること

(飼育動物の虐待防止)

第 13 条 飼育者は、「動物の保護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）及び「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」（昭和 50 年総理府告示第 28 号）に基づき、飼育動物を虐待してはならない。

(飼育による損害賠償責任)

第 14 条 飼育動物による汚損、破損、障害等が発生した場合には、理由のいかんを問わず、飼育者が全責任を負わなければならない。

(理事長の勧告及び指示等)

第 15 条 飼育者が、この細則に違反した場合、理事長は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

(飼育の禁止)

第 16 条 飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができる。

2 動物の飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者」という。）は、新たな飼い主を探す等、速やかに適切な措置をとらなければならない。

3 飼育禁止者は、再度動物を飼育してはならない。

(飼育終了の届出)

第17条 死亡、譲り渡し等により動物の飼育が終了したとき、飼育者は理事長に飼育終了の届出をしなければならない。

2 前項の届出書の様式は別記様式第3に掲げるとおりとする。

(動物が死亡した場合の処理)

第18条 動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

(細則外事項)

第19条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則の定めるところによる。

(細則の改廃)

第20条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

附 則

(細則の発効)

第1条 この細則は、規約の発効の日から効力を発する。

別記様式第1 ペット飼育申請書（第5条第2項、第6条第2項関係）

ペット飼育申請書・誓約書

申請日 年 月 日

管理組合 理事長殿

私は、ペット飼育細則の規定に基づき、この申請書により、次の通り動物の飼育を申請します。また、ダイアパレス日野グランステージ管理規約及びペット飼育細則を遵守し、他に危害・迷惑をかけることを誓約します。万一違反した場合には飼育を禁止されても異議は申し立てません。

申請者氏名 _____ 印

マンション名	住戸番号	号室
動物の種類		
飼育する頭（羽）数		
性別		
生後年月数		
成長時の予測体長		
動物の写真 （細則第6条第4項ただし書きに規定する場合は、飼育の承認を受け、動物の飼育を開始した後、すみやかに動物の写真を提出することにより、この貼付に代えることができる。）	ここに写真を貼付のこと	

ペット飼育承認（不承認）書

通知日 年 月 日

号室 殿

ダイアパレス日野グランステージ管理組合
理事長 印

平成 年 月 日に貴殿より申請のありました動物の飼育につき、次の通り決定しましたので、通知します。

1. 申請のとおり承認します
2. 申請については、下記の条件を付して承認します
3. 申請については、下記の理由により承認できません

条件・理由

ペット飼育終了届

届出日 年 月 日

管理組合 理事長殿

私は、ペット飼育細則の規定に基づき、次の通り動物の飼育の終了を届け出ます。

届出者氏名 _____ 印

マンション名		住戸番号	号室
動物の種類			
飼育終了の日	年 月 日		
飼育終了の理由			

<参考>

特 定 動 物 の 範 囲

東京都動物の保護及び管理に関する条例第2条で規定されている「特定動物」は、下表のとおりです。

区 分		特 定 動 物
ほ 乳 類	ぞ う 類	ぞう科全種
	く ま 類	くま科全種
	大 型 の ね こ 類	ライオン、とら、ひょう、チーター、ピューマ、ジャガー、ゆきひょう、うんぴょう
	中 型 以 下 の ね こ 類	ゴールデンキャット、オセロット、マーゲイ、べんがるやまねこ、すなどりねこ、ばんばすやまねこ、ジャガランディ、マーブルキャット、ぼるねおやまねこ、コドコド、あんですやまねこ、ボブキャット、おおやまねこ、サーバル、カラカル、まぬるやまねこ
	ハ イ エ ナ 類	ブチハイエナ、カッシュクハイエナ、シマハイエナ、アードウルフ
	お お か み 類	ディンゴ、コヨーテ、ジャッカル、おおかみ、たてがみおおかみ、ドル、リカオン
	大 型 の さ る 類	オランウータン、チンパンジー、ゴリラ
	中 型 の さ る 類	おながざる科全種、グレザ科全種、てながざる科全種
鳥 類	わ し た か 類	くまたか、えぼしくまたか、あふりかくまたか、おうぎわし、ごまばらわし、いぬわし、おじろわし、くろはげわし、しろえりはげわし、えじぶとはげわし、こしじろはげわし、みみはげわし、みみひだはげわし、ひげわし
	わ に 類	クロコダイル科全種、アリゲーター科全種、ガビアル
は 虫 類	ど く と か げ 類	あめりかどくとかげ、めきしこどくとかげ
	へ び 類	へび科の有毒へび全種、くさりへび科全種、コブラ科全種、あみめにしきへび、いんどにしきへび、あふりかにしきへび、あめじすとにしきへび、アナコンダ

動物と共に暮らすための細則

動物と共に暮らすための細則

第 1 条 (目 的)

この細則は、管理規約（以下「規約」という）第19条に基づき、ダイアレス日野グランステージの管理組合と区分所有者または入居者との間における「動物と共に暮らすことについての合意」を前提に、ダイアレス日野グランステージにおいて動物を飼養するにあたって必要な事項を定めると共に、動物を家族の一員としてまた社会の一員として、ともに心優しく暮らすことについての理解を深めることを目的とする。

第 2 条 (飼い主の心構え)

ダイアレス日野グランステージにおいて動物を飼う区分所有者または入居者（以下「飼い主」という）は、次のことを常に心掛けなくてはならない。

1. 他の区分所有者または入居者の立場を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
2. 動物の本能、習性等を理解すると共に、飼い主としての責任を自覚し、動物を終生、適性に飼うこと。
3. 動物の保護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、動物保護管理条例等に規定する飼い主の義務を守ること。
4. 絶滅の恐れのある野生動植物の保護を目的とした条約等、関係法令・条約等に規定された動物の飼養をおこなわないこと。

第 3 条 (飼い主の守るべき事項)

飼い主は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼わなければならない。

1. 基本的な事項

- (1) 動物は、自己の居室（玄関部分・バスルーム等水まわりを除く）で飼養すること。上記以外のベランダ等共用部分での飼養は認めない。
- (2) 自己の居室（玄関部分・バスルーム等水まわりを除く）または管理組合の指定場所以外で、動物に食事や水を与えたり、排泄をさせないこと。
- (3) 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
また、排泄場所に砂を使用しないこと。
- (4) 動物および飼養環境は常に清潔に保つと共に、疾病の予防、ノミ・ダニ等衛生害虫発生の防止等健康管理を行うこと。なお、ブラッシング・トリミング・シャンプー・入浴等は、住戸内バスルームに必ず市販の動物専用用品（バスタブ等）を設置して行い、毛詰まり等による漏水事故を防止すること。
- (5) 犬、猫には、第4条の「飼い主の会」が必要と定め、管理組合が承認したレベルの「しつけ」を行うこと。
- (6) 飼い主は、販売を目的に動物を繁殖させて飼養してはならない。犬、猫等には、飼い主と動物の両方にプラスになるとされる不妊・去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること。
- (7) 動物がバルコニー等を通じて隣家等に逃げ出さないように脱出または転落の防止に努めなければならない。
- (8) 動物による汚損、破損、損傷、傷害等が発生した場合は、その責任を飼い主が負うと共に、誠意を持って解決を図ること。
- (9) 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の区分所有者または入居者等に危害を及ぼさないよう留意すること。

(10) 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと。またその原因がなんであれ管理組合にはなんら責任がないこと。

2. 他の区分所有者または入居者等に配慮する事項

- (1) 自己の居室（玄関部分・バスルーム等水まわりを除く）または管理組合の指定場所以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの掃除等を行わないこと。このとき必ず窓を閉め、毛や羽等の飛散を防止すること。ベランダ・屋上等の共用部分では、決してしないこと。
- (2) 自己の居室内の床フローリングや腰壁・扉等板張り部分は、じゅうたん等による防音対策を実施し、足音・爪とぎ等による騒音発生を防止すること。
- (3) 犬、猫等が廊下・エレベーター等の共用部で万一排泄した場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、早急に衛生的な後始末を行うこと。
- (4) 犬、猫等を散歩させる時は、管理組合が定める敷地内の植栽等の立入りを禁止された場所に入れないこと。
- (5) 敷地内および廊下等共用部分では、動物は必ずリードをつけて抱きかかえるか、またはケージ等に入れて移動すること。
- (6) エレベーターを利用する場合、他に利用者のあるときは同乗して良いかを必ず尋ねる。また、エレベーターから降りる人及び他の動物と接触しないように配慮し、出会い頭の事故発生に十分注意すること。
- (7) 動物連れの来訪は管理者に届け出る。同来訪者及び同来訪者の連れる動物は、本細則に準じ従う限り訪問を認められる。但し、同時に入室させることのできる来訪者の連れる動物の種類・頭数は、本細則第6条および第7条で定める飼うことのできる動物の種類・頭数を越えてはならない。
- (8) 一般来客者の動物に対する不用意な行動で、事故等の発生がないよう飼い主は、十分注意すること。
- (9) 苦情や問題については、素早く改善するよう互いに声を掛け合い、また自身も努めること。また、早い段階で第4条の「飼い主の会」等に相談すること。

第4条（飼い主の会）

飼い主は、管理組合の指導のもとに「飼い主の会」を設ける。

- 2 「飼い主の会」は、飼い主全員及びその他の入会を希望する区分所有者または入居者で構成し、会則を定め、適正な運営を図る。会員は「飼い主の会」の定める会費を「飼い主の会」に納めること（盲導犬を飼っている飼い主も含む）。なお会員は、動物を飼ったまま退会はできない。
- 3 「飼い主の会」の役割は、次の通りである。
 - (1) 会員相互の友好を深めると共に、適正に動物と共に暮らすための知識を広めるよう努めること。
 - (2) 会員以外の区分所有者または入居者及び近隣住民にも、動物と共に暮らすことへの理解を深めるように努めること。
 - (3) 共用施設や住宅周辺の環境及び衛生の保持に努めること。
なお、グルーミングルーム等動物関連施設の運用ルールを作成し、組合承認を得たうえで、会員相互の円滑利用を図ること。
 - (4) 動物を飼おうとする区分所有者または入居者の相談窓口および飼養・飼養継続の審査機関となること。
 - (5) 飼い主が自ら解決することが困難な問題等が生じた場合には、その飼い主と共に適切な解

決を図ること。

(6) この規定に違反した飼い主に対し、適切な飼養方法等を指導すること。

(7) 管理組合に対し、会の組織及び運営状況について適宜報告すること。

また、掲示物等により「飼い主の会」の広報活動を行うこと。

第 5 条（区分所有者または入居者の理解）

区分所有者または入居者は、動物の愛護について理解し、人と動物が共生できる快適な生活環境造りに協力するものとする。

第 6 条（飼養することのできる動物の種類）

他の居住者に対して、迷惑、恐怖または危害を及ぼす恐れのある、凶暴または攻撃的とされている動物を飼うことを禁止する。

区分所有者または入居者が飼うことのできる動物の種類は、次のとおりとする。

(1) 犬および猫

(2) 小鳥（鳥かごに入れて飼える大きさのもの）

(3) その他の一般的な家庭用ペットとして分類されるモルモット、アレチネズミ、ハムスター、兎等の小動物（爬虫類、風変わりな動物、猛禽類は一般的な家庭用ペットではないものとする。）

(4) 動物の大きさは、リードを付け抱きかかえて移動できる大きさとする。（目安として成犬で、体高40cm・体重20kgを超えない程度）大型犬については、現在子犬であっても不可とする。

第 7 条（飼養することのできる動物の数）

区分所有者または入居者が飼養することのできる動物の数（一住戸当たり）、次のとおりとする。

(1) 犬・猫および小鳥等のいずれかのペットを合わせて、2匹（羽）以内。

第 8 条（事前相談・飼養申請および継続飼養申請手続き）

区分所有者または入居者で動物の飼養を希望する場合は、管理組合及び「飼い主の会」に対して、事前相談のうえ、飼養申請手続きを行わなければならない。事前相談なしで動物購入等がなされた場合、飼養不許可等の決定をおこなう場合がある。

また、許可申請中を除き、許可されるまでは動物飼養はできない。

2 下記所定の書類を「飼い主の会」の役員会に提出し、飼養審査を依頼すること。「飼い主の会」の役員会は、顧問等の専門家の意見を参考に検討をおこない、結論を提出書類と共に管理組合に諮る。管理組合は、「飼い主の会」の意見をもとに飼養許可または飼養不許可の決定をおこなう。管理組合総会が申請から1ヶ月以内にないときは、管理組合理事会は、この決定を組合総会の代わりにおこなうことができる。

(1) 所定の飼養申請書および飼い主を確認できる書類等の写し

(2) 健康であるという獣医師の診断書

(3) 避妊または去勢、混合ワクチン、狂犬病その他の予防接種に関する獣医師の証明書の写し

(4) 飼い犬の登録証明（鑑札）の写し

3 飼養申請が許可された場合、管理組合発行の標識等を有償にて申請者に交付する。また、不許可の場合、その理由を申請者に明示する。

4 管理組合の飼養許可なしでの動物飼養が発覚した場合は、追って上記審査を行うが、ここで管理組合が不許可とした場合は、飼い主は、責任を持って新たな飼い主を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。

なお、許可なく動物を飼った場合には、「飼い主の会」の定めるペナルティーを課す場合がある。

- 5 飼い主は、年一回管理組合及び「飼い主の会」に対して、飼養申請と同様な書類で、継続飼養手続きを行わなければならない。なお、管理組合が不許可とした場合、飼い主は、責任を持って新たな飼い主を探すなど、速やかに適切な措置をとらなければならない。
- 6 動物を飼わなくなった場合は、その旨を「飼い主の会」をとおり管理組合に届け出、管理組合発行の標識等を返却しなければならない。

第 9 条（動物の標識）

飼い主は管理組合が毎年発行する標識で、玄関ドア上部または玄関ポストに動物の種類（犬、猫等）・頭数の表示をすること。

第 10 条（盲導犬等に対する配慮）

区分所有者または入居者が、盲導犬、聴導犬、介護（助）犬等の動物（以下「盲導犬等」という）を必要とする場合においては、管理組合及び他の区分所有者または入居者は、その動物の必要性に十分配慮するものとする。

- 2 盲導犬等については、次に掲げる項目の適用を除外する。
 - (1) 第 3 条（飼い主の守るべき事項） 2 項 (4) (5) (6)
 - (2) 第 6 条（飼うことのできる動物の種類）

第 11 条（飼い主に対する指導、禁止等）

飼い主が、この規定に違反し、他の区分所有者または入居者および近隣住民に迷惑や危害を加えた場合等で、「飼い主の会」の指導にも拘らず解決が図られないときは、管理組合が、その飼い主を指導することができる。

- 2 管理組合が、度重なる指導を行ったにも拘らず、問題が解決されない場合は、管理組合は、その飼い主に対して、動物を飼う事を禁止することができる。
- 3 動物を飼う事が禁止された飼い主は、新たな飼い主を探すなど、速やかに適切な処置をとらなければならない。

第 12 条（管理組合の業務代行）

「飼い主の会」は、管理組合からの指示により、次に掲げる項目について管理組合の業務を代行することができる。

- (1) 第 8 条（事前相談・飼養申請および継続飼養申請手続き）
- (2) 第 9 条（動物の標識）

第 13 条（動物と共に暮らすための細則の改廃等）

本細則の改廃は規約第 49 条 (4) によるものとする。

飼い主の会 会則

飼 い 主 の 会 会 則

第 1 条 (名称及び事務局)

本会は「ダイアパレス日野グランステージ 飼い主の会」(以下「飼い主の会」という)と称し、区分所有者及び入居者のうち、動物を飼養するものを基本構成員(以下「会員」という)とする。事務局を本マンション内に置くものとする。

第 2 条 (目 的)

飼い主の会は、本マンションの区分所有者及び入居者が動物を飼養するにあたり、会員相互の親睦を図り、動物を家族の一員としてまた社会の一員として共に心優しく暮らす事についての理解を深める事を目的とする。

第 3 条 (会 員)

会員は、動物の飼い主及びその他の入会を希望する区分所有者または入居者とし、当会則及び「動物と共に暮らすための細則」を遵守すること。

2 会員は、動物を飼養しなくなった時は退会することができる。

第 4 条 (役 員)

飼い主の会には、会長(管理組合理事)・副会長及び会計の役員をおき、会の運営に当たるものとする。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 会長は、会の運営内容について管理組合に報告するものとする。

第 5 条 (役員の仕事)

役員は、定期的または必要に応じて会合を開催し、会員相互の友好を深めると共に、適正に動物と共に暮らすための知識を広めるよう努めること。また会員以外の区分所有者または入居者及び近隣住民にも、動物と共に暮らすことへの理解を深めるよう努めること。なお、会合には必要に応じ管理会社の社員が同席するものとする。

2 役員会は、常時、動物について相談等ができる体制を作るため、獣医師等専門家を顧問として推薦することができる。推薦された顧問は、飼い主の会および管理組合で承認された場合、顧問としてカウンセリング・健康チェック・勉強会等の任務ができる。なお、顧問に対する直接の相談窓口は役員以上とする。

3 他の居住者及び近隣住民等に、迷惑・恐怖または危害を加えることを防止するために、会員の動物に必要とされる「しつけ」のレベルを顧問と相談のうえ定め、管理組合の承認を得ること。

4 マンション内の共有施設や周辺環境及び衛生の保持に努めること。

5 会長は飼い主の会に飼養申請のあった動物の種類・数及び飼い主の飼養能力等について、顧問と相談のうえ、常識的判断をもとに審査し、必要に応じて役員会を開き、2週間以内に承認、又は不承認の決定をしなければならない。承認した内容については、管理組合(窓口を理事長とする)に報告し飼養許可を諮ること。

6 健康診断書の提出および動物面談等により、毎年、会員の動物の継続審査を顧問の指導のもとに行うこと。なお、この審査結果について管理組合(窓口を理事長とする)に報告し継続飼養許可を諮ること。

7 住民若しくは近隣等から、動物等に関する苦情が発生した場合、必要に応じ役員会を開き対応を協議し、管理組合と協力し誠意を持って問題の解決を図ること。

- 8 会員が細則または会則に違反したときは、会長は役員会の決議に従いその会員に対し、注意、指示、改善要求をし、又は管理組合にその会員の飼養中止を求めるものとする。又、過去に善良なる飼養を怠った者に対しては、二度目の飼養を承認しないことができる。
- 9 役員会の決定に従わない会員がでた場合には、会長はこの旨本マンション管理組合の理事長に報告し、管理組合および飼い主の会にて解決を図るものとする。
- 10 管理組合に対し、会の組織及び運営状況について適宜報告すること。また、掲示物等により、会の活動内容・飼養動物の紹介等の広報活動を行うこと。

第 6 条（会費及び経費）

会員は事務局に年会費（1戸につき12,000円/年）を第9条に定める年度開始までに払わなければならない。尚、入会が年度途中の場合は、入会月から年度末までの月割りの会費を負担する。年会費は次に要する経費に充当する。

- (1) 会議費
- (2) 共用部分の特別清掃費
- (3) 備品消耗品
- (4) 事務用品費
- (5) その他 飼い主の会の運営費（健康診断・勉強会等）

第 7 条（基金）

会員は事務局に基金（一住戸20,000円）を払わなければならない。基金は第6条の経費として充当される。なお、退会時には、金利をつけず返却する。

第 8 条（帳簿）

飼い主の会には次の帳簿等を備え付け、会計が保管する。

- (1) 金銭出納帳
- (2) 記録帳（議事録）
- (3) 会員名簿及びペット飼養・継続申請簿
- (4) 上記以外で飼い主の会の運営に必要な帳簿・書類等

第 9 条（会計報告）

飼い主の会の運営年度は、管理組合の年度と同一とする。事務局は、毎年度末における会計報告を作成し会員および管理組合に対して行う。但し、必要な時は、適時報告するものとする。

第 10 条（会則の改廃）

この会則の改廃については、会員の四分の三以上の同意を必要とし、なおかつ、管理組合の同意を得なければならない。

第 11 条（会則の施行）

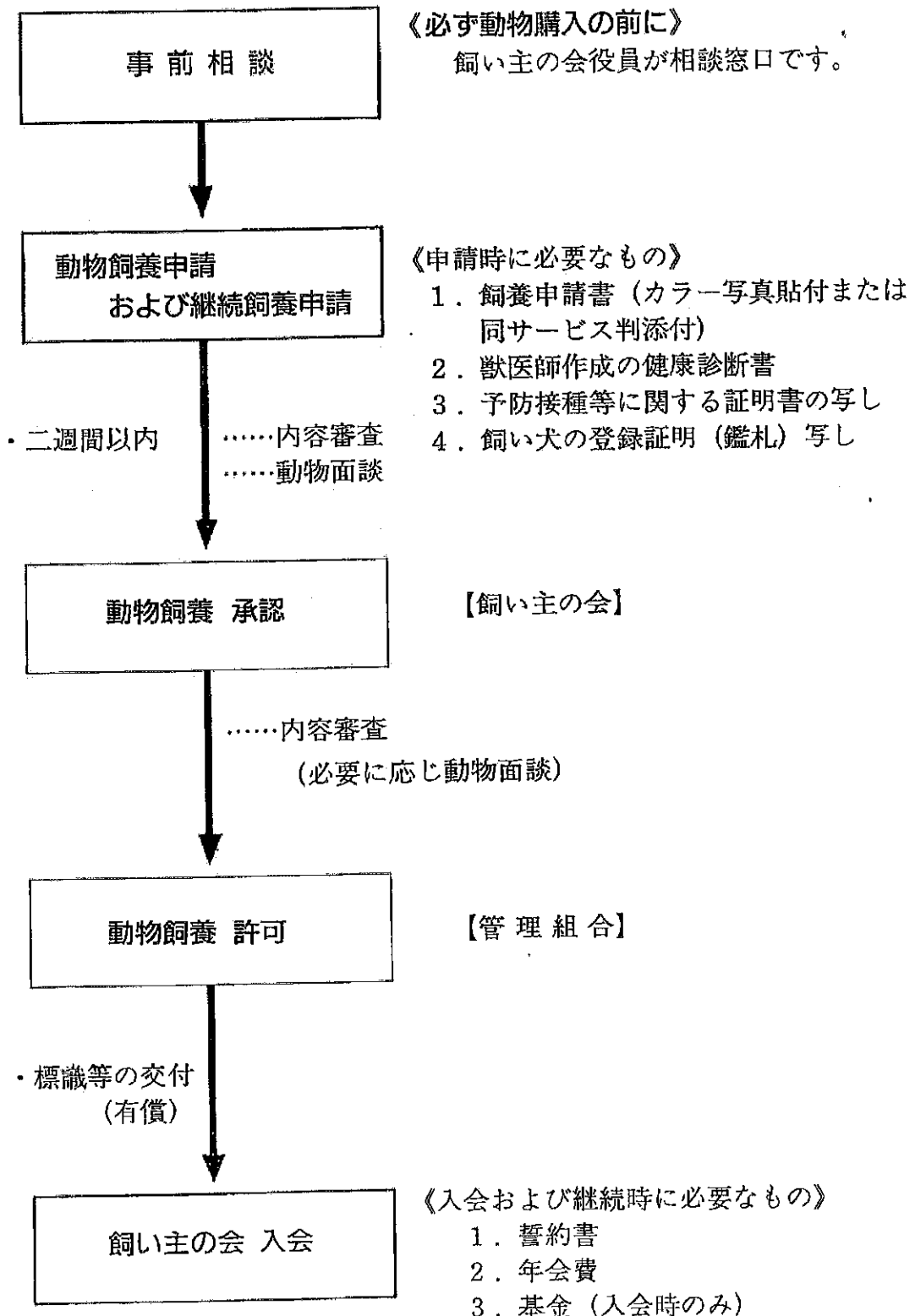
本会則は、規約発行の日から施行する。

附 則

第 1 条（準会員の規定）

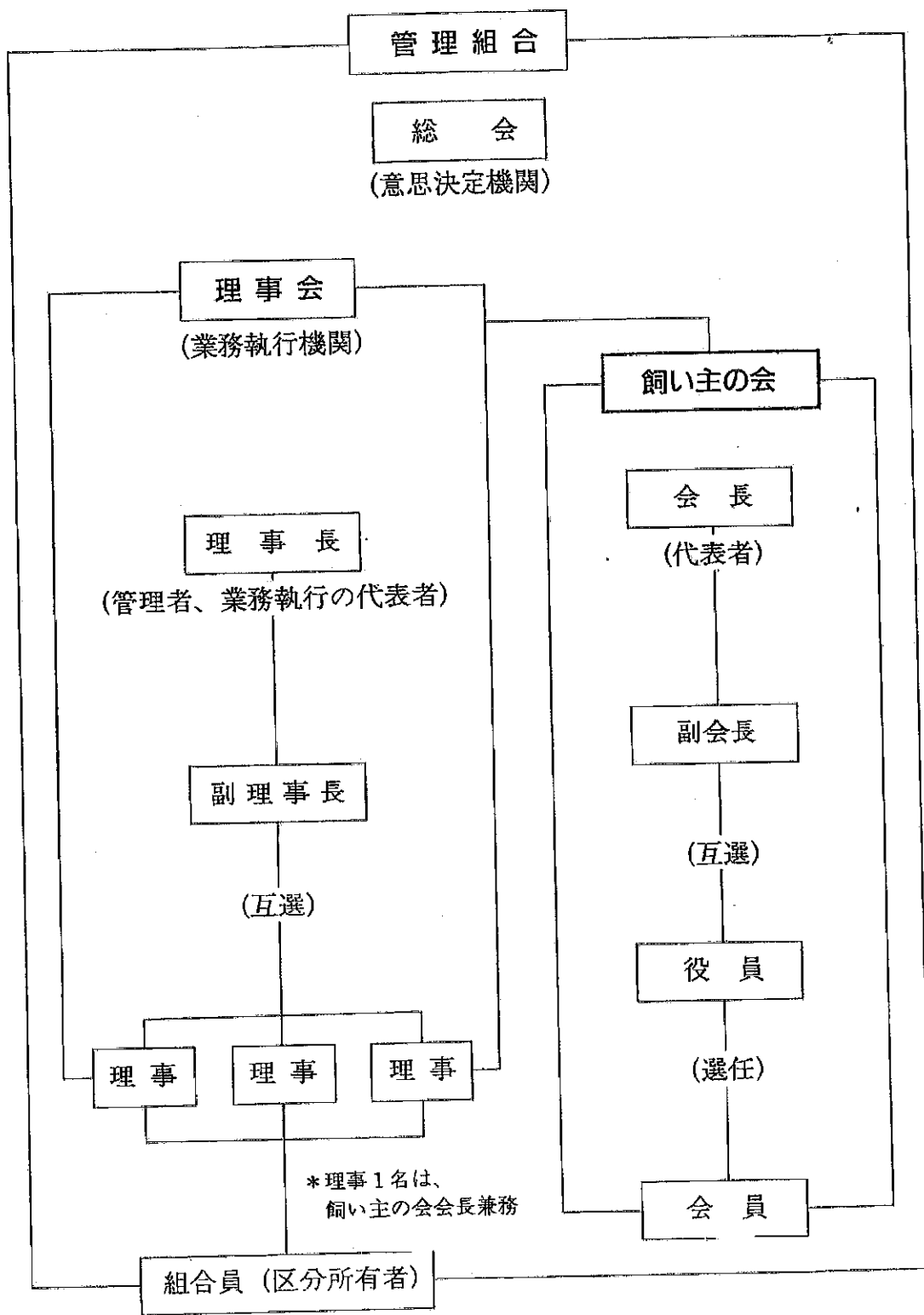
会員の家族及び本マンションの関係者は、準会員として入会を認めることがある。但し、議決権は一住戸一つとみなす。

動物と共に暮らすまでの手続き



※ 顧問が選任されたときは、事前相談または動物面談に立会う場合があります。

飼い主の会及び管理組合組織図



※ 賃貸による入居者の方も飼い主の会に入会できます。

動物(新規・継続)飼養申請書

ダイアパレス日野グランステージ管理組合
同 上 飼い主の会 様

平成 年 月 日

室番号 _____

氏名 _____ 印

私は下記の動物を飼養したいので、「動物と共に暮らすための細則」第8条に従い必要書類を添付のうえ飼養申請いたします。

・動物の種類 _____
・品 種 _____
・性 別 _____
・生 年 月 日 _____ (歳)
・体 長 _____ cm
・ 色 _____
・登録年月日 _____ 年 月 日
・予防注射年月日 _____ 年 月 日

写 真

4 cm × 4 cm又は
サービス判添付可

登録番号 _____

誓 約 書

ダイアパレス日野グランステージ管理組合
同 上 飼い主の会 様

平成 年 月 日

室番号 _____

氏名 _____ 印

私はペットの飼養にあたっては、ダイアパレス日野グランステージ「動物と共に暮らすための細則」および「飼い主の会 会則」を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合は、上記細則および会則に基づき理事長および会長の指示に従うことを誓います。